

京都市上下水道局管理規程第26号

京都市上下水道局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員服務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員服務規程の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(出勤簿)

- 第11条 所属長（京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定される室又は課に置かれる室長又は課長及び同条第2項から第4項までに規定される事業所（配水管理センター及び鳥羽水環境保全センターを除く。）に置かれる所長又は場長）は、その者及びその者に準じる者並びに所属職員に係る出勤簿を備えておかなければならない。
- 2 配水管理センター及び鳥羽水環境保全センターにおいては、それぞれに置かれる各課の課長が、その者及びその者に準じる者並びに所属職員に係る出勤簿を備えておかなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、北部特定環境保全公共下水道事業に従事する職員の出勤簿は北部特環担当課長が、京北分室に勤務する職員の出勤簿は、京北分室担当課長が、備えておかなければならない。
- 4 部長、配水管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長の出勤簿は、当該職員の属する部又はセンターの庶務を担当する課長が、担当部長及び部に置かれる担当課長の出勤簿は、当該職員の属する部の庶務を担当する課長又は別に定める者が備えておかなければならない。

- 5 前4項の規定により出勤簿を備えることとされている職員以外の職員に係る出勤簿は、総務課長が備えておかなければならない。
- 6 職員は、勤務開始時刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)